第1章 序 論

1. 合併の必要性

社会的潮流による必要性

(1) 住民の日常生活圏の拡大

本荘由利一市七町(本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町)は、古くから歴史的、文化的に深いつながりを有し、一体的な発展を遂げてきました。道路網についても、国道や各市町間を結ぶ県道等主要地方道の整備が充実されてきており、さらには車社会の著しい進展、情報通信手段の急激な発達等により、住民生活圏の広域化が顕著となっています。買い物や通勤、通学、通院等の日常生活や観光、公共施設利用等についても、一市七町の一体化が一段と進んでいます。

また、本地域では以前から一部事務組合など広域行政制度の活用を図るなど広域 化を進めてきていますが、より効率的な行政運営を進めるため、さらにもう一歩踏 み込んで、一体的なまちづくりを進め、住民サービスの充実を図っていくことが必 要です。

(2) 地方分権への対応

地方分権が実行の段階となり、分権型社会の主役となる地方自治体は、自己決定、 自己責任の範囲が拡大し、これまで以上に個性豊かで活力に満ちた地域社会実現の ため、幅広い分野で大きな役割を果たすことになります。

そのため、各自治体においては、広範多岐に及ぶ行政需要に対して効果的な行政 運営を展開するとともに、専門的分野における企画能力の強化を図るなど、行政能 力の質的、量的向上が求められています。しかし、本地域の実情では、各市町とも その対応には困難も予想され、特に専門分野における人的充実を図るためにも、一 体化による行政基盤の強化が必要となっています。

(3) 少子・高齢化の進行

我が国は、これまで経験したことのない、少子・高齢化社会を迎えており保健、福祉、医療に対する行政需要は、今後さらに増大することが予想されます。本地域においても少子・高齢化の進行は顕著で、平成14年9月現在の新市の高齢化率は25.3%で、秋田県平均の25.1%よりも若干上回っており、今後ますます高くなっていくことが予想されます。

反面、生産年齢人口が減少することに伴い、地域の活力が低下することや、少子化対策、高齢化対策に要する財政負担の増大が大きな問題となっています。本地域の住民が等しく福祉サービスを享受でき、安心して暮らせるまちづくりを推進するためにも、合併による質の高い行政施策が求められています。

(4)効率的な財政運営

国、地方を通じて財政状況は極めて厳しく、まさに危機的状況です。一市七町においても、財源の多くを地方交付税や国、県の支出金、地方債に依存しており、地方交付税の見直し等により厳しい財政運営を強いられています。特に景気の低迷が長期化するなか、市町村民税をはじめとする自主財源の確保が非常に難しい状況ですが、各市町が現在提供している住民サービスを今後とも継続して実施するためには、合併によるスケールメリットを活用して、より効率的な財政運営を行うことが必要です。

地域の活性化からみた必要性

(1) 広域的なまちづくりの推進

日常生活圏の拡大により、地域内における住民の交流が活発化している現状において、スポーツ施設や文化施設、道路、公園等公共施設の整備、管理、運営面での効率化が求められています。一市七町においても、それぞれ財源確保に苦慮しながら公共施設整備に対する住民要望に対応しているのが実情であり、また、観光振興、国際交流、環境行政等についても同様の状況です。

このような状況を克服するためにも、一市七町が一体となった広域的なまちづくりを行い、類似施設の重複投資を避けるとともに適正な職員の配置により、財政の効率化を図ることが必要です。

(2) 活力あるまちづくりの推進

本地域においては、少子・高齢化の進行とともに、年々生産年齢人口が減少し、加えて長期化する景気の低迷により地域の活力が大幅に減退しています。地域の活力は、産業が盛んで、働く場所が多くあり、若者や子供など人々の交流が活発でなければ生まれてきません。一市町の努力で産業の振興を図るには限界があり、視点を変えて、人々の交流のなかから生まれる産業の創出等、一市七町が一体となり活性化に取り組むことが必要です。

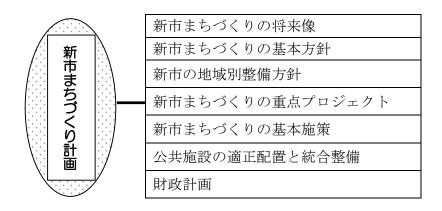
2. 計画策定の方針

(1)計画の趣旨

本計画は、本荘由利一市七町の合併後の新市まちづくりのための基本方針を定め、これに基づくまちづくり計画(マスタープラン)を策定するとともに、拡大する行政区域のなかで、各地域の特性、伝統、文化を生かしつつ、一市七町の速やかな一体化を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上を図るものです。

(2)計画の構成

本計画の構成は、新市の将来像、基本方針を定め、これに基づいて策定されるもので、地域別整備方針、重点プロジェクト、新市の基本施策、公共施設の適正配置と統合整備及び財政計画を中心として構成するものです。



(3)計画の期間

本計画の期間は、合併初年度の平成17年度から令和6年度までの20年間とします。

3. 行財政運営の方針

新市の財政運営については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう、健全な財政運営に努めます。また、行政運営については、常に行政改革に取り組むとともに、行政サービスに支障のない範囲で職員定数の削減及び適正配置を図りながら組織の効率化に努めます。